

歐米各國に於ける道路改良の助成

内務書記官 丹 羽 七 郎

道路の改良が單なる地方問題であつた時代は既に過ぎ去つたと云ふことは余輩の常に主張して
おる處である。我國の道路の現況が産業の振興に多大の障害を爲し、生産消費兩經濟の上に浪費を
強制しておることは何人も之を認めぬ譯にはゆかぬと思ふ、最近倫敦商業會議所が發表した世界市
場に關する調査報告が各國道路の状態を記載しておるのは當然の用意と思はるゝのであるが、我國
の道路の狀況を以て世界競争場裏に於ける我産業のハンディキャップなりと論じて居るのは我國
民の反省す可き事ではないか、斯くの如き不名譽なるハンディキャップは一日も速に脱ぎ捨てるこ
とを要する時代に適應して道路を改良するは國家の責務であり、其の助成に依るにあらざれば此目
的を達成し得ぬことは茲に繰返すことを避けるが、歐米諸強國を見れば道路行政の組織は種々ある
も中央政府が道路改良の經濟に對して多大の助成を爲しておることは其の軌を一にするのである
から、今其の一端を述ぶることゝする。

第一 英國の道路改良

英國に於ける近時の道路改良は實に素晴らしいものがある、英國政府が道路改良の事業に力を盡し出したのは一九〇九年からである、同年の地方開發及道路改良法は新に道路局を設置し、道路改良基金の制度を創設して地方道路費に對する補助及貸付の途を開いたのである、地方開發及道路改良法は産業政策が道路改良を促進したる一適例を供するものである。

本法の目的とする所は本法第一章及第二章に明記する第一章に依れば英合衆王國の經濟的發展に資する爲め左に掲ぐる事業に補助又は貸付を爲すにある。

一 科學的研究及實驗其他に依りて農業及地方産業を發達助長すること

一 林業の助成

一 土地の灌漑排水

一 地方運輸の改良(輕便鐵道を含む但し道路の改良を含まず)

一 港灣の修築

一 國內航路の改良

一 漁業の開發

第二章には地方運輸の改良中特に道路改良の助成に付きて規定を設けている、即ち本法は農業及地方産業開發の爲めに地方運輸の改善を達成せんとするものなること第一章の規定に依りて明な

るが、其中最も重要なる道路改良の事業に就ては之を抽出して第二章に規定を設け特別の機關を設置し之をして補助及貸付を爲さしめ又地帯收用の權限を附與する等特に意を用ゐたり、産業振興の爲めに道路改良が必要であり道路改良の爲めには國家の助成が必要であると云ふことは英國でさへも確認されてる所である、産業の幼稚にして地方財政の貧弱なる我國に於て其の必要の程度が英國に比し更に遙に大であることは容易に首肯し得らるゝことである、之れ各種産業の直接助成を要望するに急にして、産業全般の發達の基礎である道路の改良を忘るゝ我國の多くの産業振興論者の猛省を促す所以である。

此法律に依りて道路改良に對して國家が助成するの途を開いたのであるが、其後幾何もなくして對獨開戦となり道路改良の事業は涉々しい效果を擧ぐる事が出来なかつた、併し大戰中の經驗は國內道路交通の重要に付て英國朝野の士をして體驗せしめたから休戦と同時に積極的に道路の改良が計畫されることゝなつた、而して一九一八年の暮には千五十萬磅の道路改良計畫が決定せられた、其の財源は八百二十五萬磅は國庫の一般收入より其の他の二百二十餘萬磅は道路改良基金から支出することゝし、一九一九年四月以降一九二一年三月末日迄に其の補助は指令濟となつた、是が現時に於ける英國道路改良事業の第一歩であつた、一九一九年の交通省法は交通行政を統一し道路局も交通省の一局として道路及自動車に關する事項を主管する事となつた、一九二〇年には道路法を制定して、一九〇九年の法律に依る道路改良基金を廢して道路基金を設定し、基金收入の増加を計る方法を定め、後に述ぶる改良計畫の遂行を期した、此道路改良と併行して失業救済の爲めの道路改

良事業を起した。一九一八年暮より翌年へかけての冬期は休戦後の復員と共に失業が非常に増加し、一九二〇年の秋頃には失業問題は重大なる形勢となつたので政府は千四十萬磅の失業救済道路工事の支出を決定した。其の財源は左の如くである。

一 四百萬磅——道路基金よりの補助

一 二百二十萬磅——國庫よりの補助

一 五百二十萬磅——國庫より低利資金として地方團體へ貸付し得べきもの

此助成の方法は工事費の五割は之を補助し、殘額は低利資金を融通することとしたのである。而して補助を受け得べき事業は工事費の半額が勞銀たることを要し、若し勞銀の割合少き場合はそれに比例して補助基本額を減少すること、即ち補助基本額は勞銀支出の二倍に止めることとした。

此豫算の執行に付て注意す可きことは此豫算の半額を倫敦警察區域の道路改良に充てたことである。是は戰時中此地方の道路が非常に使用せられたると戰時の經驗上其の改良の急に迫れることと失業救済の方面よりの必要とが相俟つて此地方に事業を集中せしめたのである。併しながら失業救済の工事は未建築區域に於けるものを選んだ。失業救済の爲めには工事を迅速に執行する要あると工事費の大部が勞銀であることを要するからである。

英國の失業状態は其後餘り改善されなかつた。従て失業救済道路改良計畫は年々新に追加された。一九二三年度の事業として千百七十五萬磅の計畫に對して道路基金から八百萬磅が支出された。一九二四年度の事業として千八百十七萬磅の計畫に對して道路基金から千三百七十萬磅の補助が決

定された、斯くの如く失業救済と云ふ特別の意味はあつたにしても僅々五年の間に三千五百七十七萬磅餘が支出された、其の支出は左の通りである、尤も一九二〇年計畫以後計畫は屢次追加削減等の變更を受けて居る）

	一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	合計
道路基金よりの補助	二九四、四三四	四、四四一、二二	五、五三、三三〇	七、九四七、九四四	三、七三三、四五〇	三、四、三三、三三三
國庫の一般収入よりの補助	八三三、〇〇五	五、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	—	一、一、三三、〇〇〇
合計	三、八六、四三三	四、七、七、二二	五、五三、三三〇	七、九、七、九四四	三、七、三、四五〇	三、五、七、七、二八

右の補助を爲したる基本工事費は五千四百萬磅を超へておる。實に巨額の支出であるが失業救済道路工事は英國道路改良事業の僅に一部に過ぎないのである。

主要道路改良の補助は次に説明を要するものである、英國政府が道路改良の助成を爲すに當つて第一に必要な感じたのは補助す可き道路の選擇である、英國道路行政は地方行政に放任せられ、各地方の其の道路行政は極めて區々であるが故に政府が補助を爲すには先づ主要幹線を決定すること、これを要したのである、茲に於て政府は道路の等級を定むること、とした、此見地より全國の道路を分ちて一等道路二等道路及等外道路の三階級に分つこと、とした或は地方の意見を徴し或は交通の調査を爲して一九二一年一先づ之を決定した、其後移動があつたが一九二五年度の現在に依ると左の如くである。

英 蘭 土	地方道路總延長	一等道路延長	其ノ總延長 ニ對スル割合	二等道路延長	其ノ總延長 ニ對スル割合	一等及二等 道路ノ合計	其ノ總延長 ニ對スル割合
及 ウ エ ー ル ス	一五、一六哩	一八、九五	三、三六	二、五二	七、五二	三〇、四六三	九、八九
蘇 格 蘭 土	二五、〇〇七	五、三五六	三、四三	三、四八	一三、六七	八、七五	三三、〇元
總 計	一七八、二〇五	二四、三三六	二、三三	一四、九三	八、八六	元、二五八	三三、〇三

我國の如き細長なる島國にして平野は山脈の間に散在するに過ぎない邦土に於て改良を助成するには國道たるを府縣道たるを問はず經濟的價値の大なるものを選択す可きである、國道の名に捉はれて府縣道改良の補助を忘れて居る改良策に比して英國の助成策が實際的であることを注意しておきたい。

是等の等級道路に對する補助も一九二〇年度以來行はれておるのであるが、一等道路には工費の二分の一、二等道路には其の四分の一を補助するを原則と定めておる、一九二三年度の補助は九百一萬磅であり、一九二四年度の補助は九百五十四萬磅である、此等級道路の改良に付て政府の採つた方針の中には參考にす可きものが少くない、以下二三の點に付て述べて見よう、未完